

倉敷市骨髄移植等に伴う再予防接種費用助成金交付要綱

(目的等)

第1条 定期予防接種の後に受けた骨髄移植等の影響により、当該定期予防接種の疾病に対する免疫の効果が期待できないと医師に判断された者が感染防止のために受ける再予防接種に要する費用の一部に対し、予算の範囲内で助成金を交付することにより、その経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

2 助成金の交付に関しては、倉敷市補助金等交付規則（昭和43年倉敷市規則第30号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「骨髄移植等」とは、骨髄移植、末梢^{しょう}血幹細胞移植、臍^{さい}帯血移植、抗がん剤治療その他これらに準ずる医療行為として市長が認めるものをいう。

2 この要綱において「定期予防接種」とは、予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第2項に規定するA類疾病に係る予防接種であって、予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）に定める実施方法に基づいて実施されたものをいう。

3 この要綱において「再予防接種」とは、定期予防接種を受けた者が任意で受ける予防接種法第2条第2項に規定するA類疾病（ロタウイルス感染症を除く。）に係る再度の予防接種であって、予防接種実施規則に定める実施方法に基づいて実施されたものをいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、再予防接種を受けた者であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 再予防接種を受ける日において、市内に住所を有していること。

(2) 定期予防接種の後に受けた骨髄移植等の影響により当該定期予防接種の疾病に対する免疫の効果が期待できず、感染防止のために再予防接種を受ける必要があると医師に判断されていること。

(3) 再予防接種のうち、予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第2条の7の表の上欄に掲げる特定疾病に係るものは同表の下欄に掲げる年齢に達する日までに、その他のものは20歳に達する日までに受けていること。

(対象予防接種)

第4条 助成金の交付の対象となる接種は、助成対象者が接種する再予防接種とする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、助成対象者が再予防接種に要した費用の額と再予防接種を受けた日が属する年度の個別予防接種業務等委託契約（本市と倉敷市連合医師会との間で締結される予防接種法に基づく定期の予防接種に係る委託契約をいう。）において定める定期予防接種に係る接種料の額とを比較して少ない方の額及び文書料（次条第1号に掲げる医師意見書の発行に係る費用をいう。）の額（その額が2,200円を超える場合は、2,200円）とする。

2 前項の額には、消費税及び地方消費税を含むものとする。

(認定の申請)

第6条 再予防接種を受けようとする助成対象者又はその保護者（以下「申請者」という。）は、事前に、所定の認定申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 所定の骨髄移植等に伴う再予防接種に係る医師意見書
- (2) 母子健康手帳又は予防接種済証の写しその他定期予防接種の記録が確認できる書類

(認定の決定)

第7条 市長は、前条の認定申請書の提出があったときは、これを審査し、認定の適否を決定し、所定の通知書により申請者に通知するものとする。

(助成金の交付申請)

第8条 前条の規定により認定の決定を受けた者（以下「被認定者」という。）は、再予防接種を受けた日から起算して1年以内に、所定の交付申請書に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書その他の助成金の交付の対象となる費用の支払を証する書類
- (2) 再予防接種の種類、接種日、接種を実施した医療機関及び費用の内訳が分かる書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、再予防接種を受けることができなくなった被認定者（再予防接種を受けないことについて、やむを得ない理由があると市長が認める者に限る。）は、第5条に規定する文書料について、前条の認定の決定を受けた日から起算して1年以内に、所定の交付申請書に前項第1号に掲げる書類を添えて、市長に提出することができる。

(助成金の交付決定等)

第9条 市長は、前条の交付申請書の提出があったときは、速やかにこれを審査し、助成金の

交付の適否を決定し、適当と認めるときは助成金の交付の決定及び額の確定を行い、所定の通知書により通知し、被認定者からの請求により助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、被認定者が偽りその他不正な手段により助成金の交付の決定を受けたときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に助成金が交付されているときは、その全部若しくは一部を返還させることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。